

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「アーシャ♥るくるん」画像使用要綱

平成27年1月1日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有するマスコットキャラクター「アーシャ♥るくるん」の画像（以下「画像」という。）をチラシ・ポスター等に活用することにより、本会を身近で親しみやすい団体にするを目的とし、画像の使用について必要な事項を定める。

(使用対象者)

第2条 使用対象者は、市内外の企業、事業所、法人、団体、個人その他本会が適当と認める者とする。

(使用の申請等)

第3条 画像の使用を申請する者（以下「申請者」という。）は、画像使用承認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要書類を添付し、原則、使用を開始する7日前までに本会の地域福祉推進課へ提出するものとする。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、申請書の提出は不要とする。

（1）営利を目的としない個人及び団体が画像を使用する場合で、ユニフォーム、チラシ等の広告物、パッケージその他のグッズを製作する目的ではないとき。

（2）本会職員が業務において画像を使用するとき。

(使用の承認等)

第4条 本会は前条の申請が適当と認められるときは、画像使用承認通知書（様式第2号）をもって、申請者に対して画像の使用を許可するものとする。また審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に使用不承認通知書（様式第3号）により通知することとする。

2 本会は、前項の審査にあたり、特定の政党、宗教団体及びスポーツチームを支援しているように見える表現並びに性的及び差別的表現について特に注意を払わなければならない。

(使用上の遵守事項)

第5条 画像を使用する者（以下「使用者」という。）は、画像の使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）原則、本会が提供する画像及び「アーシャ♥るくるん」のロゴ（以下「ロゴ」という。）のデータを使用すること。ただし、本会職員が業務において画像やロゴのデザインを応用する場合は、この限りでない。

（2）手書きや手作り等データを使用しない場合は、色や形を可能な限りデータに近づけるものとする。

- (3) キャラクターの設定に反する表現、キャラクターのイメージを損なう表現、受け手に不快感を与える表現及び公序良俗に反する表現を行わないこと。
- (4) 画像及びロゴのデータを使用するときは、縦横比を変更しないこと。
- (5) 原則、キャラクターの色を変更しないこと。ただし、印刷媒体等の都合で白黒、二色刷り等にする必要がある場合は、この限りでない。
- (6) 原則、画像の近くに『朝霞市社協マスコット「アーシャ♥るくるん」』等、キャラクター名が分かる表記を付すこと。
- (7) 直接的に特定の商品、企業等を推薦する表現をしないこと。
- (8) 前条第1項により承認を受けたときは、承認された用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件及び使用期間を遵守すること。
- (9) 前条第1項により承認を受けたときは、承認に係る物品等の完成見本を速やかに本会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (10) その他、本会が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の禁止)

第6条 本会は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、第4条第1項の規定による承認の有無にかかわらず、その使用を禁止することができる。また、使用の禁止により使用者に損害が生じても、本会はその責めを負わない。

(損害賠償)

第7条 使用者が画像の使用により使用者又は第三者に対し損害が生じた場合、本会は一切その責めを負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。